

医学生・看護師奨学生を募集します

市では、将来医師や看護師として、登米市立病院などに勤務する意欲のある人に「登米市医学生奨学金等制度」を活用し、修学などに必要な資金を貸し付けします。

登米市医学生奨学金・修学一時金

●**登米市医学生奨学金**
【貸付対象者】 将来医師として市立病院などに勤務しようとする大学生
【募集人員・貸付金額】
 ▼大学1年～3年生（2人程度、月額20万円以内）
 ▼大学4年～6年生（1人程度、月額30万円以内）
【貸付期間】 貸付決定の月から大学卒業または大学院課程修了の月まで。ただし、大学生奨学金は6年、大学院生奨学金は4年を限度とし、奨学金の最長貸付期間は10年。
【保証人】 2人（1人は家族で可、もう1人は別世帯で独立生計を営む人）
【償還の免除】 貸付総額を240万円で割った数に相当

する年数（1年未満のときは1年）と貸し付けを受けた期間に相当する年数を比較し、多い方の年数（必要勤務年数）を市立病院などで勤務した場合、全額償還免除となります。

●修学一時金

【貸付対象者】 医学生奨学金貸付対象者のうち希望者
【募集人員・貸付金額】 2人程度、760万円以内
【償還方法】 無利子貸付（償還免除の制度はなし）とし、医学生奨学金貸付の最後の月から10年以内に償還申請書

登米市看護師奨学金・修学一時金

●登米市看護師奨学金

【貸付対象者】 将来看護師として市立病院（診療所や老人保健施設を含む）に勤務しようとする、看護師養成施設に在学する学生
【募集人員・貸付金額】 7人程度、月額5万円以内
【貸付期間】 貸付決定の月から、看護師養成施設を卒業する月まで（看護師養成施設の修学年数を限度）
【保証人】 2人（1人は家族で可、もう1人は別世帯で独立生計を営む人）
【償還の免除】 看護師養成施設を卒業後2年以内に国家資格を取得し、直ちに市立病院（診療所や老人保健施設を含む）に採用された後、採用された日の翌月から起算して奨学金の貸し付けを受けた期間に相当する年数を看護師として業務に従事した場合は、全額免除となります。

●**修学一時金**
【貸付対象者】 看護師奨学金貸付対象者のうち希望者
【募集人員・貸付金額】 7人程度、20万円以内
【償還方法】 無利子貸付（償還免除の制度はなし）とし、看護師奨学金貸付の最後の月から10年以内に償還申請書

申込方法・受付期間などについて

【一括償還】 退学などで貸付目的を達成する見込みがなくなったときは、貸し付けを停止し、一括償還していただく場合があります。
【申込方法】 次の書類を郵送または持参してください。

- ① 貸付申請書
- ② 在学証明書（4月入学予定者は、合格通知書または入学通知書の写し。入学後在学証明書を提出）
- ③ 戸籍抄本
- ④ 在学する大学・大学院の学長または学部長、看護師養成施設の長などの推薦調書（4月入学予定者は不要）

【申し込み・問い合わせ】
 〒987-0511
 宮城県登米市迫町佐沼字下田中25番地
 医療局経営管理部企画総務課（総務係）
 ☎0220(21)6888

⑤ その他、市長が必要と認める書類（医学生奨学金等貸付応募理由書、履歴書、保証人の印鑑証明書など）
 ※様式は医療局ホームページからダウンロードできます。
【申込受付期間】 3月1日（金）～4月10日（水）
 ※当日消印有効
【審査方法】 書類審査および面接審査（4月下旬を予定しています）
 ※日時および詳細は別途ご連絡します。

「学びたい」という意欲をもつ学生を応援

登米市奨学生を募集します

市では平成25年4月以降に進学・進級する希望者に対し、一層の向学心向上を奨励し、就学環境を整備することなどを目的に、奨学金を貸し付けします。



市育英資金・浅野兄妹奨学資金

【校種】 国内の高等学校、専門学校、高等専門学校、短期大学、大学（大学院を除く）

【貸付月額】

区分	高校生	専門学校生・高等専門学校生・短大生・大学生
自宅通学	1万円以内	4万円以内
自宅通学以外	3万円以内	5万円以内

【貸付期間】

区分	貸付期間
高等学校 専門学校生 大学	4年以内
高等 専門学校	5年以内
短大	2年以内

【連帯保証人】 2人（1人は家族で可、もう1人は別生計で独立生計者）

【貸付方法】 年2回以内、奨学生本人の預金口座に振り込みます。

【償還方法】 無利子、据え置き6カ月、10年以内均等償還年賦、半年賦、月賦の中から選択、本人口座から引き落とし

【応募資格】 家計・学力・人物が、基準に合致していること

◆**家計** 世帯の平成24年中の総所得金額が、別表1に定める基準以下であること。また、別表2の事由に該当する場合は、別表1の基準額に別表2の特殊事情算入額を足した額が基準額となります。

【別表1】

区分	基準額
世帯人員	
1人	1,780千円
2人	2,820千円
3人	3,280千円
4人	3,550千円
5人	3,820千円
6人	4,020千円
7人	4,220千円

※世帯人員が8人以上の場合は、一人につき200千円を加算する。

【別表2】

区分	事由	特殊事情算入額
特殊1	世帯内に高校へ就学している人がいる場合	770千円（一人につき）
特殊2	世帯内に大学・短大・専門・高専へ就学している人がいる場合	990千円（一人につき）
特殊3	そのほか家計をひっばくする事由があると認められる場合	総所得金額と基準金額の差額分

※特殊1・2＝平成24年4月

◆**学力** 最終学年における直近の成績が学年評定3.5以上、または成績順位が上位50%以内に入っていること（スポーツ、芸術などの卓越者、または特に向学心旺盛で学校長が推薦する場合はこれも考慮する）。

◆**人物** 市内に3年以上在住し、現に生計の基礎が市内にある人で、心身ともに健康な人。

上杉奨学金

【校種】 大学

【貸付年額】 50万円以内

【貸付期間】

医学部、獣医学部など	6年以内
上記以外	4年以内

【連帯保証人】 1人

【貸付方法】 年1回、奨学生本人の預金口座に振り込みます。

【償還方法】 無利子、据え置き3年以内、10年以内均等償還年賦、半年賦、月賦の中から選択、本人口座から引き落とし

【応募資格】 経済的な理由によって進学に支障をきたしている人（社会人でも可）

◆共通事項

【募集人数】 両奨学金とも予算の範囲内

【募集期間】 2月1日（金）～3月11日（月）

【奨学資金の貸とおよび償還】

◇市育英資金および浅野兄妹奨学資金と上杉奨学金の重複応募はできません。

◇卒業、進学先、就職先を条件とした償還免除制度はありません。

◇不登校または奨学生として適当でないと認められたときは、奨学金は途中で廃止償還していただきます。

【選考方法】 奨学生選考委員会で審査し、市教育委員会で決定します。

【応募書類】

- ① 奨学生願書（様式1号）
- ② 学校長推薦書（様式2号）
- ③ 健康診断書（学校発行のものでも可）
- ④ 住民票謄本（家族全員分）
- ⑤ 納税証明書（連帯保証人）
- ⑥ 平成24年中の家族全員の所得が分かる書類
 ※住民税申告書（写）または確定申告書（写）
 給与所得のみの場合は、源泉徴収票（写）
 ※①と②は市ホームページからダウンロードできます。

【申し込み・問い合わせ】 教育委員会教育総務課 ☎0220(34)2670 または教育委員会各教育事務所